㈡　社会的要請への対応に関する事項について
○第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策
・現地の条件（地形、地質、環境及び地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点７点（５段階にて評価）

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記⑴㈠に示す評価項目について、30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、上記⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、下記⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施
施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び上記⑴に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の㈠から㈢までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㈠から㈢までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㈢　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。

併せて、工事成績評点を減ずる措置を行う。

４　入札手続等

⑴　担当支社等　〒532―0003 大阪市淀川区宮原三丁目５番36号新大阪トラストタワー　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部　大阪支社総務部契約課契約係
電話06―6394―6029　ＦＡＸ06―6394―6044
メールアドレスkeiyaku.osk@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成26年12月24日（水）から平成27年３月12日（木）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

イ　交付場所　上記４⑴に同じ。

ウ　交付方法　無償で配布する。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。

ただし、上記１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間

㈠　郵送による提出期間　平成26年12月24日（水）から平成27年１月29日（木）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

㈡　持参による提出期間　平成26年12月24日（水）から平成27年１月29日（木）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

ウ　提出場所　上記４⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア　入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、上記１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札に移行した者は郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㈠　電子入札システムによる入札の締切りは、平成27年３月12日（木）13時。

㈡　持参の場合は、平成27年３月12日（木）13時までに機構大阪支社総務部契約課契約係に提出すること。

㈢　郵送による入札書の受領期限は、平成27年３月12日（木）13時（郵送による入札の提出場所は、機構大阪支社総務部契約課契約係）。

㈣　開札は、平成27年３月13日（金）10時（機構鉄道建設本部大阪支社にて行う。）。

⑸　工事費内訳書の提出方法　入札に際しては、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を次により提出すること。

なお、提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

ア　電子入札システムにより入札書を提出する場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを同時送付すること。ただし、工事費内訳書ファイルの容量が２ＭＢを超える場合は、別途、郵送又は持参すること。

イ　１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

⑹　入札執行回数　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

⑺　入札の辞退　入札の執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益を受けることはない。

５　その他

⑴　工事費は、当該工事を単独工事として積算している。

⑵　同一業者が同種の工事を隣接する施工場所において、同時期（施工中の工事で施工期間が重複している場合を含む。）に落札した場合は、当該工事を一括発注した場合の工事費の積算方法（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費比率）を基礎に協議のうえ、契約締結後請負代金額を精査する。

なお、共同企業体の場合は、代表者が同一業者の場合精査の対象とし、精査の範囲は、重複する構成員の出資比率及び工事期間を基礎に算定する。

ただし、代表者が同一業者でない場合であっても、上位２者が同一の２業者から構成される場合は上記と同様に精査する。

⑶　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑷　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除

イ　契約保証金　請負代金の10分の３以上（保証金納付場所　三井住友銀行ベイサイド支店）。ただし、銀行または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑸　入札の無効　以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札